平成２１年（フ）第５５号
山形県最上郡金山町大字金山422番地
債務者　青柳マリ子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第２４９号
福井県越前市四郎丸町第２号２番地　市営住宅４号館33号
債務者　鈴木扶美子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６０号
福井県坂井市丸岡町大森第９号25番地、旧住所京都市伏見区羽束師志水町123番地３
ハートフォードM501号室
債務者　河原健一郎
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７号
福井県鯖江市二丁掛町第７号８番地５
債務者　前田　里美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０号
福井市松本１丁目18番20号
債務者　幸河　美雪
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
福井県大野市篠座17号23番地
債務者　北坂　政敏
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
福井市西谷２丁目2021番地　K・雅101
債務者　宮岸　奉子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
福井県坂井市春江町藤鷲塚第27号２番地
債務者　長田　一美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９号
福井市西方２丁目16―12、住民票上の住所福井市宮地町第54号25番地
債務者　天谷　仁一
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８０号
長野市若穂保科5669番地
債務者　宮澤　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
長野市大字富竹1081番地４
債務者　山崎長二郎
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４号
長野市大字富竹1081番地４
債務者　山崎由紀惠
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
長野市三輪２丁目７番22号フォーブル返目106
債務者　樽井　正司
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７号
長野市大字北長池1448番地１サンコーポクレインＡ棟203号、前住所長野県飯山市大字飯山7907番地１
債務者　木村久美子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１号
長野市青木島町大塚1567番地９
債務者　渡邉　千恵
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５号
長野市大字柳原2221番地11サンビレッジ柳原Ｂ102号
債務者　小林　一博
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６号
長野市川中島町御厨195番地182御厨団地Ｂ―217
債務者　湯本　義光
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４００号
兵庫県川辺郡猪名川町万善字一本松２番地の24
債務者　向　　英子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部